

1. はじめに～免許更新制がはじまる！

いよいよ、今年の4月から、教員免許更新制が実施されます。既にご存じと思いますが、教員の身分に関わる重要な制度変更ですので、改めて制度のポイントを説明します。

これまで、教員免許状は「終身有効」でした。しかし、あつという間に法改正がされて、この4月からは「10年期限」となります。この制度は、これから免許状を取得する方ばかりでなく、現職の方にも適用されますので、注意が肝要です。(詳細は文部科学省のHPを参照して下さい)

2. 免許更新制の仕組みは・・・

① あなたの受講期間はいつか？

今回の制度の対象者は、現職教員(指導改善研修中の者を除く)、教員採用内定者や臨時任用教員リストに登載されている者など、即ち、日常の教育に直接関わっている者及びそれに類する者が対象で、いわゆる「ペーパーティチャー」は関係ありません。「ペーパーティチャー」の方は、教員免許状を必要とする仕事に就くときに、この制度の枠内に入ります。

現在、全国に約100万人の教員がいますので、大変な取り組みです。〈表1〉にありますように、現職教員については、今後10年間かけて免許状の更新講習を行います。自分がどの期間に該当しているか確認して、修了確認期限の2年前からの2年間(正確には1年10ヶ月の間)に受講する必要があります。今後、この表が繰り返されていきますので、若い教員の方は、10年毎に講習を受けることになります。

なお、1955(昭和30)年4月1日以前に生まれた方は対象外ですので、残念ながら？受講する

ことはできません。今後、定年退職後に非常勤講師等で働いたとしても、受ける義務はありません。

また、教員を指導する立場にある者(校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭や教育委員会の教育長・指導主事、優秀教員表彰者等)や免許状更新講習の講師などは、免許管理者(勤務地の都道府県教育委員会)に申請を行うことによって、免除できる者とされています。大分県の例などを見ると、指導的立場の者こそが、しっかり講習を受けるべきではと、思いすが・・・

② 自己責任・自己負担の原則

今回の制度の最大の特徴は、「自己責任・自己負担」の原則だということです。運転免許証やパスポートの更新と同様に、自分の責任でやることになります。教育委員会主催の「研修」のように命じられて行うものではありませんので、講習料を含めてすべて自己負担です。また、講習は勤務に支障のない、土日、長期休業中、夜間などの勤務時間外に行うのが原則となっています。従って、該当した方は、土日や長期休業中のクラブ指導等の一部を、お願いして交代してもらうなど、職場での協力体制が欠かせません。

今回の講習は、全国の大学が中心となって開催し、教育委員会は直接の主体ではないところにも特徴があります。教員養成系大学はもちろんですが、様々な大学等がそれぞれの持ち味を生かして、一種のビジネスとして講習を実施します。

③ 30時間の講習をアラカルト方式で・・・

更新講習の内容は、〈表2〉にありますように、「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校内外における連携協力についての理解に関する事項」(12時間以上)と「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」(18時間以上)から構成され、前者は「必

<表1> 修了確認期限及び受講期間

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	次回の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日 (平成20年度実施の「予備講習」受講により受講義務の一部又は全部が免除可能)	平成33年3月31日
	昭和40年4月2日～昭和41年4月1日			
	昭和50年4月2日～昭和51年4月1日			
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
	昭和41年4月2日～昭和42年4月1日			
	昭和51年4月2日～昭和52年4月1日			
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
	昭和42年4月2日～昭和43年4月1日			
	昭和52年4月2日～昭和53年4月1日			
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
	昭和43年4月2日～昭和44年4月1日			
	昭和53年4月2日～昭和54年4月1日			
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
	昭和44年4月2日～昭和45年4月1日			
	昭和54年4月2日～昭和55年4月1日			
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
	昭和45年4月2日～昭和46年4月1日			
	昭和55年4月2日～昭和56年4月1日			
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
	昭和46年4月2日～昭和47年4月1日			
	昭和56年4月2日～昭和57年4月1日			
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
	昭和47年4月2日～昭和48年4月1日			
	昭和57年4月2日～昭和58年4月1日			
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
	昭和48年4月2日～昭和49年4月1日			
	昭和58年4月2日～昭和59年4月1日			
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日
	昭和49年4月2日～昭和50年4月1日			
	昭和59年4月2日～			

(教諭免許状又は養護教諭免許状を所持する教育職員等(栄養教諭を除く))

修領域」と呼ばれるもので、ほぼ内容が決まっています。後者が「選択領域」で、内容についての縛りが「幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題」とあるだけですから、開催大学等によって非常にバラエティーに富んだ内容になることが予想されます。

必修は12時間分がワンセットですが、選択は6時間分が基本単位で、6時間×3コマを自由に取るシステムです。受講はアラカルト方式が基本ですから、必修1カ所を含めて、最大4カ所で受講が可能です。もちろん一つの大学で30時間ワンセットの受講方法もあります。

<表2>更新講習の内容

事項(時間数)	項目	内容
一 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項 (十二時間以上)	教職についての省察	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察
	子どもの変化についての理解	イ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。) ロ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
	教育政策の動向についての理解	イ 学習指導要領の改訂の動向等 ロ 法令改正及び国の審議会の状況等
	学校の内外における連携協力についての理解	イ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ロ 学校における危機管理上の課題
二 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項 (十八時間以上)		幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題

<修了認定(履修認定)>免許状更新講習規則第6条に規定する修了認定の基準は、前項の表に掲げる各事項毎の項目及び内容について基礎的な知識技能を有することとする。

全国の講習内容は、文科省のHPや各大学等のHPからも分かりますので、こまめにチェックして、自分のニーズと合うものを探してみたいでしょうか。従来の「定食メニュー的な講習」とは一味違うものがあるはずですよ。

(多くの講習はWebでの申込み方式を取り、先着順に受付ますので、人気のある講習は早くに定員オーバーとなることが予想されます。注意して下さい。)

④「試験」がある・・・

今回の講習で評判が悪いのが、最後に「認定試験」が課せられていることです。後日、レポート提出は認められていません。本人であることを担保できないからです。従って、その場で何らかの

方法で評価することが求められています。

評定基準（〈表2〉の下段）は、「各事項毎の項目及び内容について基礎的な知識技能を有すること」となっており、ハードルは低いのですが、教師は試験をするのはプロでも、されることにはアレルギーがありますので、試行の際にも一番問題になりました。「最後の試験のことを考えると、せっかくの講習内容が頭に入らなかった」とか・・・。

どんな試験をするかは、各大学の講習概要（シラバス）等からある程度は分かるはずですが、パーテストか否か、持ち込み可か否か等々。また、「事前アンケート」で要望を出す方法もあると思います。

最終的には「合格」か「不合格」のいずれかの結果が通知されるのですが、入学試験とは違いますので、実施する側も全員合格にしたいと考えています。文科省の本音もそうだと思います。普通に受講して、講習で学んだことを基本に、神経質にならずに対応して下さい。

講習終了後、「履修証明書」（ないし「修了証明書」）をもらいます。全体として30時間分をそろえてから、免許管理者に届けに行きます。確認後、「更新講習修了確認証明書」を発行してもらって、これで完了です。

⑤ 受講しない、修了しないとどうなる？

受講しない、ないし更新講習が期限内に修了しないと、現在の免許状は「失効」します。いわば無免許運転となりますので、「失職」しますというのが文科省の説明です。但し、「非違行為などによる失効」とは違うので、更新講習を受講・修了すれば、いつでも有効な免許状をもらえるとも説明しています。

「後出しじゃんけん」のように、後から決めたことで、教員の生活権を奪えるのかと言う問題がありますから、裁判でどうなるかは分かりませんが、建前としては「失職」です。また、出産、災害や海外派遣などの特別な事情があれば延期できますが、要するに、現在の仕事を続けたければ、講習を受講・修了することが義務付けられている

と考えて下さい。

3. 講習をプラスに、発想の転換を・・・

① 3万円の価値の実現には

受講料の相場は、30時間で3万円と言われていています。6時間の講習に6千円程支払いますので、それに見合った講習内容を要求したいですね。一方、実施する大学側は、受講料収入での運営が求められていますが、3万円で採算が取れるか不安を感じています。少人数で質の高い講習、受講者のニーズに応える多様な講習等を考えると、赤字になる可能性があります。

ですが、「いやいや受講」「ノルマ的講習担当」ではなく、受講者側と講師側とのコラボレーションによる講習が作り上げられれば、意味のある価値ある講習が実現するでしょう。また、こうした評判の良い講習は、生き残る仕組みにもなっています。今回の講習には「事前アンケート」と「事後アンケート」があり、受講者の声を反映させることもできます。こうした仕組みを活用して、双方に利益のある講習を実現しましょう。

② 専門の教科以外にも視野を広げて

今回の講習では、研究の最先端の講義から授業実践に役立つ内容、生徒の心の悩みへの対応、その他幅広い教養的なものまで様々なものがあります。中学や高校の先生が小学校の教育や特別支援学校教育を学んだり、普段接する機会の少ない学校種の教員と一緒に討論できる機会でもあります。

数学教育に限らずというか、この機会に「未知の世界を探検」して、教員としての幅と深みを増す、そんなチャンスと捉えたいものです。

4. 筑波大学の場合

筑波大学は、「教育の筑波」としての伝統があり、現在でも、沢山の中学・高校の教員を輩出しています。この免許更新制についても積極的に、全学的に取り組んでいます。

〈表3〉にあるように、必修領域は年4回、1,200名を受け入れます。選択は、「現代教育の課題と展望」「教養の新たな世界を体験する」と

「附属学校実践演習」の三つの領域に分けてカリキュラムを組みました。のべ106講習，約5,000名を受け入れる予定で準備しています。「附属学校実践演習」があるのは，筑波ならではの特徴だと思っています。また，「筑波地区」だけでなく，夏休み期間には「東京地区」でも開催し，全国からの受講者の便を図っています。

数学関係だけを取り出しても，大学の研究者の最先端の講義，附属の教員とジョイントした講習，附属の数学教育を知る講習等々あります。きっと魅力的なものがあると思います。

これらの講習は，日程さえ重ならなければ，「附属学校実践演習」だけを三つ受講とか，逆に大学の研究者の講義を三種類とか，アラカルトに選択できます。自分でアレンジして受講して下さい。

（詳細は筑波大学のHPを参照のこと。募集開始は4月10日から，Webによる申込み，先着順・定員制）

5. さいごに

子どもは，教師を選択することはできません。医者や弁護士の場合とは基本的に違います。病気になるれば医者にかかりますが，その時「良い医

者」を探します。わざわざ「ヤブ医者」のところにはかかりません。もちろんその判断基準は難しいのですが，我々の側に選択権があります。

よく保護者の話の中で，「当たり，外れ」と言う言葉がささやかれますが，子どもと教師とのミスマッチは避けたいものです。教科面でも生活指導面でも質の高い指導ができて，信頼される存在，人間的に尊敬される存在になりたいものです。

今回の免許更新制は，「ダメ教師は辞めていただく」（安倍晋三『美しい国へ』文春新書）と言う「教員バッシング」の流れの中で，教育再生会議等で導入が議論されてきたものです。しかし，「不適格教員を排除する」のではなく，教員としての力量アップの機会に有効利用する方向に舵を切りましょう。そうでないと，今後，優秀な人材確保に大きな障害となり，ひいては日本の教育の衰退にもつながります。

「研修漬けで，明日も寝られぬ」ではなくて，子どもたちの顔を思い浮かべて，「明日の活力を得る更新講習」としていきたいものです。受講者と開設者との「顔の見える関係」を実現する取り組みの中で・・・。

<表3>筑波大学 2009年度「教員免許状更新講習」の日程

2009・1・15現在

	第1回(筑波地区)					第2回(筑波地区)					第3回(東京地区)					第4回(筑波地区)								
	6月		7月			7月		8月			8月					10月		11月			12月			
	6(土)	7(日)	13(土)	20(土)	27(土)	24(金)	3(月)	4(火)	5(水)	6(木)	7(金)	20(木)	21(金)	22(土)	23(日)	24(月)	31(土)	1(日)	7(土)	14(土)	21(土)	5(土)		
必修(12h)	300名					300名					300名					300名								
選択A 「現代教育の課題と展望」(6h)			15講習						15講習					12講習		1講習								
選択B 「教養の新たな世界を体験する」(6h)				10講習					14講習					10講習										
選択C「附属学校実践演習」(6h)																								
小学校					100名						150												100	
中学校					100																	☆60		
高等学校																	60		60					
駒場中・高等学校																	60						☆60	
坂戸高等学校					100																		50	
視覚特別支援学校					50																			
聴覚特別支援学校							30																30	
大塚特別支援学校							40													60				
桐が丘特別支援学校							☆25			☆20														
久里浜特別支援学校							☆30																☆30	

数字は各校の定員，☆印は研究会との合同開催。

（注1）第3回の東京地区は「必修」は附属小学校の講堂と東京キャンパスのG館が会場。「選択」は附属駒場中高（世田谷区）と視覚特別支援学校（文京区）の二会場。

（注2）「必修(12h)」は4講習(1,200名)，「選択A(6h)」は43講習(1,950名)，「選択B(6h)」は43講習(1,935名)，選択Cの「附属学校実践演習」(6h)，20講習(1,195名)。